

---

## 平成22年第2回南丹市議会6月定例会会議録（第5日）

平成22年6月24日（木曜日）

---

### 議事日程（第5号）

平成22年6月24日 午前10時開議

- 日程第1 議案第66号（提案理由説明～付託）
- 日程第2 報告第5号から報告第11号まで、議案第48号から議案第66号まで  
（委員長報告～表決）
- 日程第3 議案第67号（提案理由説明～表決）
- 日程第4 議第3号 特別委員会の設置について（提案理由説明～表決）
- 日程第5 閉会中の継続調査申出について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告第5号 専決処分の承認について（南丹市税条例の一部改正について）  
（市長提出）
- 報告第6号 専決処分の承認について（過疎地域における南丹市税条例の特例に関する条例の一部改正について）  
（市長提出）
- 報告第7号 専決処分の承認について（南丹市国民健康保険税条例の一部改正について）  
（市長提出）
- 報告第8号 専決処分の承認について（平成21年度南丹市一般会計補正予算（第8号））  
（市長提出）
- 報告第9号 専決処分の承認について（平成21年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））  
（市長提出）
- 報告第10号 専決処分の承認について（平成21年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第5号））  
（市長提出）
- 報告第11号 専決処分の承認について（平成21年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第5号））  
（市長提出）
- 議案第48号 南丹市美山和泉交差点観光交流広場条例の制定について  
（市長提出）
- 議案第49号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
（市長提出）
- 議案第50号 南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
（市長提出）

- 議案第51号 南丹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第52号 南丹市税条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第53号 南丹市立障害者支援施設条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第54号 南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部改正に  
ついて (市長提出)
- 議案第55号 南丹市都市公園条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について(南丹市美山和泉交差  
点観光交流広場) (市長提出)
- 議案第57号 土地の無償譲渡について (市長提出)
- 議案第58号 南丹市自治功労者の表彰について (市長提出)
- 議案第59号 平成22年度南丹市一般会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第60号 平成22年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号) (市長提出)
- 議案第61号 平成22年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
(市長提出)
- 議案第62号 平成22年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)  
(市長提出)
- 議案第63号 平成22年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
(市長提出)
- 議案第64号 損害賠償の和解について (市長提出)
- 議案第65号 自動車交通事故の和解について (市長提出)
- 議案第66号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第3 議案第67号 副市長の選任について
- 日程第4 議第3号 特別委員会の設置について (議員提出)
- 日程第5 閉会中の継続調査申出について

---

**出席議員(22名)**

1番 山下秋則	2番 木戸徳吉	3番 林 茂
4番 大町 功	5番 今面不悖	6番 森 為次
7番 川勝眞一	8番 山下澄雄	9番 川勝儀昭
10番 松尾武治	11番 谷 幸	12番 廣瀬孝人
13番 矢野康弘	14番 橋本尊文	15番 森 嘉三
16番 仲村 学	17番 村田正夫	18番 仲 絹枝
19番 高野美好	20番 大面一三	21番 井 尻 治

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	局 長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 査	木 上 恵 理

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	岸 上 吉 治
教 育 長	森 榮 一	総合政策担当部長 兼総合政策室長	大 野 光 博
総 務 部 長	松 田 清 孝	企画管理部長	上 原 文 和
市 民 部 長 兼国保医療課長	西 村 良 平	福 祉 部 長 兼福祉事務所長 兼子育て支援課長	永 塚 則 昭
農 林 商 工 部 長	神 田 衛	土 木 建 築 部 長 兼 住 宅 課 長	山 内 明
上 下 水 道 部 長	井 上 修 男	教 育 次 長	東 野 裕 和
八 木 支 所 長 兼地域総務課長	川 勝 芳 憲	日 吉 支 所 長 兼地域総務課長	榎 本 泰 文
美 山 支 所 長 兼地域総務課長	小 島 和 幸		

---

午前 10 時 00 分開議

○議長（井尻 治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は、22名であります。

定足数に達しておりますので、これより6月定例会を再開し、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

市長より、地方自治法第180条の規定に基づく議会の委任による専決処分報告3件が提出されており、写しをお手元に配布しておきましたので、お調べおき願います。

以上で、報告を終わります。

---

日程第1 議案第66号

○議長（井尻 治君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1、議案第66号を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第66号につきまして、ご説明申し上げます。議案第66号、南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、父子家庭を新たに支給対象とする児童扶養手当法の一部改正に伴い、非常勤消防団員等にかかる公務災害補償について、これまでの母子家庭に対する措置と同様に、父子家庭に対する児童扶養手当の支給と公務災害補償の加算給付が二重払いにならないよう、支給調整を行おうとするものであります。

何とぞご審議をいただき、可決決定賜りますようお願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はございません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号については、お手元に配布の議案付託表（その1）のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。

**午前10時03分休憩**

.....

**午前10時29分再開**

**○議長（井尻 治君）** それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

-----

**日程第2 報告第5号から報告第11号まで及び議案第48号から議案第66号まで**

**○議長（井尻 治君）** 次に、日程第2「報告第5号から報告第11号まで」及び「議案第48号から議案第66号まで」を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

村田総務常任委員長。

**○総務常任委員長（17番 村田 正夫君）** 総務常任委員長報告をいたします。

総務常任委員会に付託をされました報告第5号、第6号、第8号、第11号の専決処分の承認4件について、議案第48号、49号、50号、51号、52号及び議案第56号、57号、58号、59号、64号、65号、さらに本日上程され、付託を受けました議案第66号の12件につきまして、審査の経過概要と結果を報告いたします。

6月14日午前10時より協議会室において、総務常任委員会を開催。総務部、企画

管理部、教育委員会の順に所管の議案について審査を行いました。

総務部におきましては、報告第5号、南丹市税条例の一部改正についての専決処分の承認についてと報告第6号、過疎地域における南丹市税条例の特例に関する条例の一部改正についての専決処分につきましては詳細説明ののち、特に質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、全員賛成により承認することに決しました。

報告第8号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第8号）専決処分の承認に関しては、土地改良区総代選挙費について、市が委託を受ける根拠について、質疑がございました。土地改良法に準じているとの答弁でしたが、この際、精査と検討が必要ではないかと思われまます。また財政調整基金の繰入金の減額について、行いたかった事業が行えなかった結果かや、臨時交付金について質疑があり、生活対策、経済危機対策、きめ細かな対策交付金の効果が答弁で明らかにされました。それに対し、財政が豊かになったような表現を市民にすべきではないとの意見も出ました。

報告第11号、平成21年度南丹市土地取得事業会計補正予算（第5号）専決処分の承認についてにおいて、事業に関わる予算を専決処分することに違和感がある。3月補正で減額すべきであり、議会軽視ではないかとの質疑があり、答弁ののち反対討論があり、採決の結果、賛成多数で承認をされました。

議案第52号、南丹市税条例の一部改正については質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第56号、公の施設の指定管理者の指定については、関連する議案第48号、南丹市美山和泉交差点観光交流広場条例の制定についてと併せて審査を行いました。管理料の発生、採算が合わなくなった場合の対応は、条例の中でやるのか、指定管理者制度の中での対応か。利用料は、地域の人たちの頑張りを応援する配慮が必要などとの質疑があり、答弁ののち討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決をされました。

議案第57号、土地の無償譲渡については、宗教法人名と受け手が地縁団体であるのかとの質疑があり、答弁ののち討論はなく、全員賛成で可決をされました。

議案第64号、損害賠償の和解については高額である点、ほかにも段差がある箇所がないのかとの質疑があり、アメリカ製の車であったこと、危険箇所は、点検を進めていることの答弁がなされました。討論はなく、全員賛成で可決されました。

議案第65号、自動車交通事故の和解については、1割分の負担は誰がもつのか、委託先との契約内容、法律上の見解などが質疑されました。答弁の調整に時間がかかりましたが、討論はなく、全員賛成で可決されました。今後、委託契約の中で負担割合の明記が必要であり、併せて過失度合いによる処理について、顧問弁護士との調整を求めておきます。

議案第59号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第1号）については、合併市町村補助金、消防水利整備事業、備蓄食について質疑がなされました。備蓄食については、園部、八木の街中で長期避難者が1万400人との想定のもと、1万500食を本

庁と支所で分散して備蓄していきたいとの答弁があり、地元商店やコンビニ、スーパーなどの調達も研究中との答弁でございました。また税務課長より、京都地方税機構の業務執行状況等の報告を受け、毎定例会ごとの報告をお願いしたところでございます。

次に、企画管理部ですが、まず報告第8号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第8号）専決処分の承認に関しては、行政財産使用料の質疑があり、NTTドコモの物件と金額が答弁をされました。

議案第49号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第50号、南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第51号、南丹市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正については、詳細説明ののち質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

議案第58号、南丹市自治功労者の表彰については質疑、討論はなく、全員賛成で同意となりました。

議案第59号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第1号）については、多くの質疑と意見が出されました。園部の光ファイバー化の時期、地域情報基盤管理運営費の機械購入費の内容について、山陰本線複線化整備事業での100周年イベント補助金100万円について、パートナーシップ推進事業の市が設定したテーマについて、緊急雇用創出事業のものづくりのまち推進事業の人件費についてなどでした。その中で大きな備品は、市で予算化する方針と定まった情報センターの財源は明確にすべきで、3月に予算化して間もない基金積立の減額を充てる手法は、荒っぽいと言えます。黒字体質の指定管理についても検討と整理が必要でございます。また、ものづくりのまち推進事業での人件費は、京都府の最低賃金を採用していること、人事秘書課が把握していない点は、不安を覚えます。さらに6年延長となった過疎法についての質疑もありました。

最後に教育委員会ですが、報告第8号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第8号）専決処分の承認に関しては、質疑はなく、三つの部を通して討論もなく、採決の結果、賛成全員で承認となりました。

次に、議案第59号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第1号）については、コミュニティスクール推進研究事業と学校図書館有効活用方法調査研究事業について質疑があり、それぞれ答弁がされました。減額となった図書館費に替わるものとの期待に応えるようシステムの構築に努めていただきたいと指摘をしておきます。三つの部を通して討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決をされました。

最後に本日、付託を受けました議案第66号、南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、本会議休憩中に会議を開き、担当課の詳細説明を受けました。質疑はなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

なお、今回、極めて窮屈な日程となりましたことにつきましては、常日頃からの上位法改正の対応と細心の注意を促しておきたいと思っております。

以上、今定例会の総務常任委員会の委員長報告といたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、小中産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（22番 小中 昭君）** それでは、産業建設常任委員会に付託されました9議案につきまして、審査の状況と結果について報告をいたします。

本件につきましては、去る6月15日に委員会を開催し、各部課長から詳細説明を受けたのち、慎重に審査を行ったところでございます。

まず、報告第8号、専決処分の承認について、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第8号）、報告第9号、専決処分の承認について、平成21年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）、報告第10号、専決処分の承認について、平成21年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、以上については、討論はなく、採決の結果、賛成全員で承認すべきものと決しました。

次に、議案第49号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、並びに議案第55号、南丹市都市公園条例の一部改正について、議案第62号、平成22年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、平成22年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。以上、4議案につきましては、質疑、討論もなく、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、南丹市開発行為等の基準及び手続きに関する条例の一部改正についてであります。本条例は、合併以来この条例を施行し、良好なまちづくりに寄与してまいりましたが、経年変化等に対応し、なお一層の良好なまちづくりに寄与するため、条例を改正するものであり、主な内容は、市街化区域における緩和措置で、現在は開発面積が300平方メートル、または、計画戸数が3戸以上であれば開発行為として適用してきたが、改正後は、開発区域が500平方メートル未満で、自己用の住宅、または第1種低層住居専用地域で建築ができる兼用住宅については、開発の行為の適用から除外する。また都市計画の区域外における緩和措置としては、現在、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定が進められており、特別警戒区域に指定されると今後は、建築確認申請が必要となり、規制がかかり、既存の住宅での改築が困難となり、集落形成と存続を考える中で1,000平方メートルまでは開発条例の適用を除外するものなどの説明がありました。議案第54号につきましても討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第1号）であります。補正の主なものは、農地制度実施円滑化事業で農家台帳のリニューアルの業務委託料として1,110万円、緑の公共事業で森林適正整備推進事業補助金943万円、野生鳥獣被害総合対策事業で2,397万円、道路新設改良事業で2億5,885万円などが主なものであります。野生鳥獣被害関連の質疑などがありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

以上、誠に簡単ですが、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果の報告といたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、仲村厚生常任委員長。

**○厚生常任委員長（16番 仲村 学君）** それでは厚生常任委員会に付託されました報告2件と議案4件の計6件につきまして、審査の状況と結果について、ご報告を申し上げます。

厚生常任委員会は、去る6月16日に委員会を開催し、それぞれの議案について慎重に審査を行いました。

まず、報告第7号、専決処分の承認、南丹市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴うものであり、条例改正による影響額や件数についての質疑、答弁があり、討論はなく、賛成全員により承認すべきものと決しました。

次に、報告第8号、専決処分の承認、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第8号）は、事業費の確定による財源内訳の変更が主なものであり、専決を行う直接的な原因、財源内訳の変更となった京都府未来づくり交付金の詳細な充当内容等について、質疑、答弁があり、討論はなく、賛成全員により承認すべきものと決しました。

以上が付託されました専決処分についての部分であります。

次に、議案第53号、南丹市立障害者支援施設条例の一部改正については、美山のワークセンターびびの取り組みである米粉パンの販売の状況、販売に伴う職員の勤務体制についての質疑、答弁があり、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第1号）については、男女共同参画推進事業の相談業務委託料の内容や保育所管理運営費の財源の変更などについての質疑、答弁ののち、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、平成22年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、市のレセプト点検の課題や本年度の国保税の賦課状況などについての質疑、答弁があり、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、平成22年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、包括的支援事業を推進する市の拠点箇所についての質疑、答弁があり、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（井尻 治君）** 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はございません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。



10番、松尾武治議員。

**○議員（10番 松尾 武治君）** 報告第11号、専決処分の承認について、平成21年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論をいたします。

今回、提案された予算は、全体的に荒っぽい手法が使われており、市民の大切なお金を使うには、きめ細やかな配慮が必要と考えます。中でも本議案には、事業の未達成に伴う9,325万1,000円の事業費の減額が計上されています。平成台の宅地販売を年度末までに努力したが、販売できなかったと説明がありました。高額の商談が即日決定するものではなく、商談の進行状況は事前に予測ができます。3月議会に減額提案し、議会の議決を得る必要があるにもかかわらず放置し、専決処分としたもので、自治法第179条第1項の規定を逸脱する議案であり、議会を軽視する姿勢が見受けられます。3月議会の提案時期が2月ということから、年度末まで2ヵ月の余裕があることを考えると、契約の成立も考慮するとしても全額残すのではなく、3筆のうち1筆分を残し、2筆分を3月議会で減額補正する手法が適切な処理と考えます。自治法第179条第1項の規定は、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書きの場合において、なお、会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会の招集をする時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、また議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるとなっています。議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めることで、処理をしたと考えられますが、3月議会の会期中に追加議案として十分対応する機会もありました。3月議会において、減額補正ができるにもかかわらず、専決処分をした行為は到底容認できるものではありません。本議案のように議会軽視をする行為に対し、議会は毅然たる態度で不承認を示し、専決処分の内容についての検討を促す必要があります。議会では、議会活性化が叫ばれておりますが、本議案のような議会軽視に対し、異議を唱えることから議会の活性化は始まります。

議員諸兄の賢明なるご判断を仰ぎ、反対の討論といたします。

**○議長（井尻 治君）** ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 討論はないようでございますので、討論を終結いたします。

これより順次、採決いたします。

まず、報告第5号から報告第10号までの6件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案承認であります。

本案、委員長報告のとおり承認することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(井尻 治君)** 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、報告第11号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本案、委員長報告のとおり承認することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長(井尻 治君)** 起立多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、議案第48号から議案第57号までの条例の制定10件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(井尻 治君)** 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり同意することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(井尻 治君)** 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり同意することに決しました。

次に、議案第59号から議案第63号までの補正予算5件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(井尻 治君)** 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号から議案第66号までの和解等3件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(井尻 治君)** 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

-----

### 日程第3 議案第67号

○議長（井尻 治君） 次に、日程第3、議案第67号「副市長の選任について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいま上程いただきました議案第67号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第67号、副市長の選任についてであります。本案は岸上吉治副市長が本年6月30日をもって任期満了となりますので、本市副市長として新たに松田清孝君を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

松田君につきましては、昭和46年4月に八木町役場に奉職以来、八木町人事秘書課長、総務課長、南丹市発足後におきましては、南丹市事業部長、企画管理部長、総務部長を歴任し、39年間にわたり行政職員として活躍いたしております。松田君は、市職員からの信望も厚く、今後の市政を進めていく上で副市長として最適者と考え、ここに提案申し上げるものでございます。

何とぞご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（井尻 治君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本件については、人事に関するものでありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略の上、ただちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び質疑、討論を省略の上、ただちに採決に入ることに決しました。

これより採決をいたします。

この採決は記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場開場）

○議長（井尻 治君） ただいまの出席議員数は、21名であります。

投票用紙を配布させていただきます。

（投票用紙配布）

○議長（井尻 治君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（井尻 治君） 投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票をお願いします。

1 番、山下秋則議員から議席番号順に、順次投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（井尻 治君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖をときます。

（議場開場）

○議長（井尻 治君） それでは、開票を行います。

会議規則第3 1 条第2 項の規定により、立会人に5 番、今面不悖議員及び1 1 番、谷幸議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（井尻 治君） それでは、投票結果を報告いたします。

投票総数2 1 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成2 1 票、反対0 票であります。

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、議案第6 7 号「副市長の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 日程第4 議第3号 特別委員会の設置について

○議長（井尻 治君） 次に、日程第4、議第3号「特別委員会の設置について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

橋本尊文議員。

○議員（1 4 番 橋本 尊文君） ただいま上程をされました議第3号、特別委員会の設置について、その提案理由の説明を申し上げます。

平成1 2 年4 月に地方分権一括法が施行されて以来、地方の自主性・自立性が拡大し、議会の役割も極めて広範囲に及ぶことになりました。また平成1 8 年9 月の地方自治法の改正により、地方自治体の自己決定・自己責任が強く求められる地域分権化時代の到

来となりました。それらの状況を鑑みると、議会の審議、監視機能の役割は、一層の重要性を帯び、議員の政策形成機能の充実が求められ、議会の活性化、議員の資質の向上は大命題であります。南丹市においても、合併直後の平成18年12月定例議会で議会活性化対策特別委員会が設置をされ、精力的な活動に取り組んでまいりました。議員定数問題、議会運営の課題などの大きな成果を上げ、その任を終えたところでございます。本委員会は、今日までの真摯な活動の経緯を踏襲をする中で、議会のあり方の再構築や一層の市民の付託に応えるべく、議会の改革並びに活性化に関する調査を図ることを目的として、地方自治法第110条及び南丹市議会会議規則第14条の規定に基づき、議会活性化対策特別委員会の設置を提案するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重に判断をされました上、賛同を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（井尻 治君）** 提出者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

橋本議員、ご苦勞でございました。

これより討論を行います。

通告に基づき、発言を許します。

8番、山下澄雄議員。

**○議員（8番 山下 澄雄君）** ただいま上程されました議会活性化対策特別委員会、これは、前回も引き続き行われたということで、ということは議会自身が市民の不満を解消していないという表れでございまして。これは全国的に見ても、地方議会というものが、定員、報酬、そして年金制度、これらが国民に理解をされていない、こういった証だと思われまして。地方議会不要論まで出ております。この時期に特別委員会を設置され、市民の不満・不安を解消されるということは、意義ある内容であると思っております。ただ、しかし、この委員会の選定につきまして、内定されております委員の選出方法につきましては、無党派からでは、その協議すらされておられません。前回、無党派の議員、副議長と協議した中で、言論の場を設けよう、協議の場を設けよう、議員公平をどうするんだと、大きな声で話していた、その人が、もしこれに関わっているとしたら、矛盾も甚だしいものでございまして。これら不満はございまして、この趣旨は賛同できるものであり、市民の意向が十分に活かされる改革を望んで、賛成討論といたします。

**○議長（井尻 治君）** ほかに、討論はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

それでは、議第3号について、採決いたします。

議第3号「特別委員会の設置について」は、原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(井尻 治君)** 起立全員であります。

よって、議第3号「特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

この場において、暫時休憩いたします。

**午前11時14分休憩**

.....

**午前11時15分再開**

**○議長(井尻 治君)** それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、南丹市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

お手元に配布した名簿のとおり、指名いたしたいと思いますが、これに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(井尻 治君)** 起立全員であります。

よって、特別委員会は、お手元に配布した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

**午前11時17分休憩**

.....

**午前11時34分再開**

**○議長(井尻 治君)** それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの特別委員会で互選をしていただきました委員長、副委員長を局長のほうから報告をいたします。

**○議会事務局長(勝山 秀良君)** それでは、私から報告をさせていただきます。

議会活性化対策特別委員会委員長、橋本尊文議員、副委員長、矢野康弘議員。

以上でございます。

**○議長(井尻 治君)** よろしく願いをいたします。

-----

## **日程第5 閉会中の継続調査申出について**

**○議長(井尻 治君)** 次に、日程第5「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、取り計らうことにいたすということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（井尻 治君）** 異議なしと認め、さよう決めます。

---

**○議長（井尻 治君）** 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで副市長から発言の申し出があり、受けることにいたします。

岸上副市長。

**○副市長（岸上 吉治君）** 議長の特別のご配慮によりまして、貴重なお時間をいただき、ごあいさつをさせていただくことをありがたく、心から感謝を申し上げるところでございます。

顧みますと4年間、本当に皆さんの支えをいただき、議員さんはもとより多くの市民の皆さんからお支えをいただきまして、本当に大過なく今日を迎えさせていただきまして、心から感謝と御礼を申し上げるところでございます。いろいろと大変な時代でありまして、いろんな事故や事件が起きたこともありますが、本当に皆さんの支えのおかげで大過なく過ごさせていただいたと、心から感謝をいたすところでございます。佐々木市長の2期目も見事当選されまして、あくる日から出勤をされたところございますが、毎日、朝8時15分から、常にその日の予定と確認をしながら、朝、お話をいたしております。その中で市長が初めて出勤されました日に、「岸上さんも、合併という言葉は、あんまり使わんほうがいいかもしれませんな。」という話をされまして、「本当そうですね、もう明日の南丹市の歴史を一日一日つくっていかなきゃなりませんね。」という話をさせてもらいました。昔から言い尽くされておりますが、議会と行政は車の両輪と言われております。どうぞ御身ご自愛をいただき、等間隔を保ちながら、明日の南丹市のため、市民のために、さらにご奮闘賜りますことを心からお願いを申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変どうもお世話になり、ありがとうございました。

**○議長（井尻 治君）** 岸上副市長、長きにわたり、大変ご苦勞でございました。

今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、平成22年第2回南丹市議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞でございました。

**午前11時38分閉会**

---





地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 井 尻 治

南丹市議会議員 木 戸 徳 吉

南丹市議会議員 廣 瀬 孝 人